

各 警 察 署 長 殿

保 存	10年（令和14年3月31日まで）
有 効	令 和 9 年 3 月 3 1 日 ま で
銃砲・危険物係	

生 活 安 全 部 長

射撃指導員指定書への旧姓記載等の運用について（通達）

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会作り本部・男女共同参画推進本部決定）においては、婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることをないように、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととされており、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）別記様式第42号の射撃指導員指定書に旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13にいう「旧氏」を指す。以下同じ。）を併記する場合の記載方法等が警察庁から下記のとおり示されたので、誤りのないようにされたい。

記

1 旧姓の記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

射撃指導員の指定を受けようとする者又は現に射撃指導員の指定を受けている者が、射撃指導員指定書への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、別添1の記載例のとおり、射撃指導員指定書の氏名欄に旧姓を記載するとともに、余白部分に「（備考）氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載することとする。

(2) 旧姓の変更方法

現に射撃指導員の指定を受けている者が、射撃指導員指定書の氏名欄に記載された旧姓の変更を希望する場合には、当該者による申出を受け、旧姓の変更前の射撃指導員指定書を返納させた上で、射撃指導員指定書の氏名欄に記載された旧姓の記載を変更するとともに、余白部分に「（備考）氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載した射撃指導員指定書を交付することとする。

(3) 旧姓の削除方法

現に射撃指導員の指定を受けている者が、射撃指導員指定書の氏名欄に記載された旧姓の削除を希望する場合には、当該者による申出を受け、旧姓の削除

前の射撃指導員指定書を返納させた上で、旧姓の削除後の射撃指導員指定書を交付することとする。

2 旧姓の記載等の申出方法

旧姓の記載、変更又は削除の申出に当たっては、別添 2 及び別添 3 の記載例を参考とし、射撃指導員指定申請書又は射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書を適宜活用することとする。

3 旧姓確認のための提示書類

旧姓の記載又は変更を希望する者による申出があった場合、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードを提示させ、射撃指導員指定申請書又は射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。

4 手数料

旧姓の記載、変更又は削除に係る手数料については、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更の届出（規則第46条）と同様に取り扱うこととし、手数料の徴収を要しないこととする。

5 その他

規則別記様式第43号の射撃指導員指定解除通知書の氏名欄に記載する氏名については、射撃指導員指定書における氏名欄の記載に準じて記載することとする。